

Meihoku

名北労基

1
vol.1586



コロナ禍と言えど大地に湧き満つ 義村

年頭のごあいさつ

一般社団法人 名北労働基準協会

会長 西 村 義 明



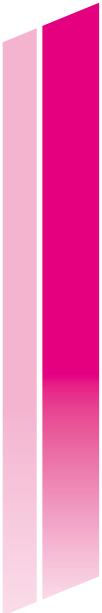
会員のみなさま、あけましておめでとうございます。令和3年の新年を迎え、心よりお喜び申し上げます。

さて愛知県の雇用情勢は、米中貿易摩擦などの国際情勢に新型コロナウイルス感染症が加わり、その深刻な影響が製造業を含め産業全般に亘って強く表れてまいりました。

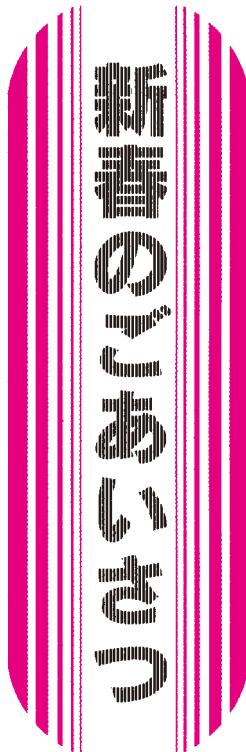
このような状況の中、当協会は「新型コロナウイルス労務・安全衛生管理対策総合支援事業」を立ち上げ、WEBによる緊急セミナーの開催、特別相談室の開設等、会員事業場にとどまることなく広く愛知県内の事業場へ支援を行いました。

また、「パワハラ等防止対策総合支援事業」では、企業の委託を受けパワハラの被害者となつた労働者が相談できる、企業の外部相談機関「労働者労働総合相談センター」を令和2年1月に開設しました。

今後も当協会は、労働環境の動きを的確にとらえ、行政ご当局並びに役員・会員事業場のご支援、ご協力により、働き方改革、労働災害防止など、企業の繁栄と労働者の幸福に直結する多くの事業を実施してまいります。新しき年が実りある輝かしい一年となりますがよう、コロナ禍ではございますが、会員事業場のみなさまのますますのご発展を祈念いたします。



新春のごあいさつ



労働局の有する資源を最大限活用し、総合的、丁寧な企業支援に努める

愛知労働局長 伊藤 正史



労働安全衛生の確保
については、第13次労働災害防止推進計画の目標達成に向け取り組むとともに、働く人がその能力を十分發揮し、安心して働くことのできる職場環境が実現されるよう、治療と仕事の両立支援などを促進してまいります。

働き方改革の推進

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。令和3年の年頭に当たり、愛知労働局の行政運営に対する皆様の一層の御理解と御協力を改めて御礼申し上げますとともに、今年一年の所信の一端を述べさせていただきまます。

本県でも、こうした環境下で、昨年7月に昭和38年1月の統計開始以来、初めて有効求人倍率が全国平均を下回り、直近10月で1・02倍の水準に留まっています。徐々に回復の兆しも見られるものの、なお不透明な要素が残り、引き続き注視が必要な状況と認識しています。

境の下、コロナ感染防止に最大限に配慮しつつ、労働条件確保・改善対策については、時間外労働の上限規制、年次有給休暇の年5日以上の確実な取得など働き方改革関連法について、引き続き、周知啓発を行うほか、コロナ禍でも一部業種では長時間労働が認められるところから、長時間労働の是正及び過重労働による健康障害の防止のための監督指導を重点的に実施することにより、その遵

守を図ってまいります。また、コロナ禍等の影響により、雇用調整リスクに直面する企業に対しても、雇用維持に向けた啓発指導、雇用調整助成金を活用した支援を行うとともに、賃金・休業手当等が支払われない労働者の労働条件を確保するための監督指導を実施するなど、働く人々の労働条件確保と雇用維持のための取組みを重点として進めてまいります。

昨年令和2年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、社会経済活動全般、ひいては雇用・労働環境等に広範な影響をもたらした年でした。

労働条件確保・改善対策

こうした厳しい雇用環

境の下、コロナ感染防止に最大限に配慮しつつ、労働条件確保・改善対策については、時間外労働の上限規制、年次有給休暇の年5日以上の確実な取得など働き方改革関連法について、引き続き、周知啓発を行うほか、コロナ禍でも一部業種では長時間労働が認められるところから、長時間労働の是正及び過重労働による健康障害の防止のための監督指導を重点的に実施することにより、その遵

守を図ってまいります。また、職場におけるハラスメント防止対策も、職場におけるハラスメントを撲滅するハ

働き方改革の推進は、
ウイズコロナの下、多様な働き方実現のニーズが高まる中、一層重要な課題です。本年4月から、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保を定めたパートタイム・有期雇用労働法が中小企業にも適用されることから、事業主等の理解・取組を促進するため、更なる周知や、きめ細かな支援に努めてまいります。

働き方改革の推進は、
ウイズコロナの下、多様な働き方実現のニーズが高まる中、一層重要な課題です。本年4月から、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保を定めたパートタイム・有期雇用労働法が中小企業にも適用されることから、事業主等の理解・取組を促進するため、更なる周知や、きめ細かな支援に努めてまいります。

め、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止対策を総合的に推進してまいります。

求職者支援

求職者支援につきましては、コロナ禍前からの人手不足分野企業や、ウイズコロナの新たな生活様式の下で需要を伸ばし、人材を必要とする企業等を重点に積極的にアプロ

ーチし求人を確保するとともに、求職者に対し丁寧な職業相談を行うなど、求人・求職のマッチングを促進に努めてまいります。

障害者雇用対策

障害者雇用対策については、民間企業における法定雇用率が、令和3年3月から現行2・2%より2・3%に引き上げられることが踏まえ、一層積極的な取組みが求められています。障害をお持

ちの方々、企業双方へのきめ細かい支援に取り組み、雇用の場の確保・拡大に努めてまいります。

高年齢者雇用対策

高年齢者雇用対策については、本年4月に改正高年齢者雇用安定法が施行され、70歳までの就業確保が企業の努力義務化されることから、本制度改正の周知浸透を図るとともに、エイジフレンドリーな職場環境整備のた

めの総合的な取組みにも注力してまいります。

社会全体としても、各企業等においても、引き続き「ウイズコロナ」での難しい舵取りが求められることとなりますが、本年が皆様にとってより良い年になるよう祈念いたしますとともに、今後とも皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げ、年頭の御挨拶をいたします。

これら取組み全体と共に通し、愛知の地域特性を踏まえ、また、中小企業をはじめ各企業の直面する課題に向き合い、監督署・ハローワークを含め、労働局の有する資源を最大限活用し、総合的、丁寧な企業支援に努めるとともに、女性、高齢者、就職氷河期世代、障害者、外国人材等の活躍促進に

多岐にわたる労働基準行政の課題に真摯に取り組む



岡田 直樹

愛知労働局労働基準部長

新年あけましておめでとうございます。

貴協会並びに会員事業場の皆様からは、旧年中、愛知労働局の行政運営につきまして、格別のご理解・ご協力を賜りました

こと、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルスの脅威に世界中が翻弄されました。我が国の雇用・労働環境も深刻かつ甚大な影響を

被つた年でありました。こうして新しい年を迎えました今も、感染防止対策に関し依然として気を抜くことができず、最大限の警戒が必要ですし、今後の経済動向も予断が

許さない状況にあります。このような厳しい中にあって、労働基準行政としましては、コロナ禍に労働条件の確保に関する監督指導を、感染防止に万全を期しつつ、推進しております。

労働災害防止について



は、平成30年から5か年で第13次労働災害防止計画を策定し、労働災害の一層の減少に取り組んでまいりましたが、災害増加の傾向に歯止めがかからず、新型コロナの感染防止の制約の中、労働災害防止活動の停滞を招いたことも起因し、休業4日以上の死傷者数及び死亡者数の減少についての目標達成が大変困難な状況です。過去3年の労働災害発生状況を見ますと、引き続き建設業、道路貨物運送業、製造業といった従来の災害多発業種に

は、平成30年から5か年で第13次労働災害防止計画を策定し、労働災害の一層の減少に取り組んでまいりましたが、災害増加の傾向に歯止めがかからず、新型コロナの感染防止の制約の中、労働災害防止活動の停滞を招いたことも起因し、休業4日以上の死傷者数及び死亡者数の減少についての目標達成が大変困難な状況です。過去3年の労働災害発生状況を見ますと、引き続き建設業、道路貨物運送業、製造業といった従来の災害多発業種に

加え、社会福祉施設における死傷者数の増加が顕著になっております。

「高年齢労働者」や「外国人労働者」の労働災害件数も増加しており、「転倒災害」もあらゆる業種において多発しています。本年はこれらの状況を踏まえ、労働災害増加になんとか歯止めをかけるべく、危機感をもつて、効果的かつ重点的な対策を推進してまいります。

労働者の健康確保については、引き続きメンタルヘルス対策の徹底が重

点課題です。パワーハラスメントに関する相談は多く寄せられました。コロナ禍にあって先行きが見通せない不安感も相まって、メンタル不調者を出さない、安心・快適な職場環境づくりは企業の規模を問わず緊急の課題となっています。メンタルヘルス対策は企業のトップがまず意識を変え、企業全体が主体的に取り組んでいくことが重要です。ストレスチェックの実施は労働者にメンタル不調の気付きを促し、集

団分析による職場環境改善の取り組みに有効であることから、義務化された50人以上の事業場はもとより、努力義務である50人未満の事業場に対しても、その実施を呼びかけてまいります。

愛知県最低賃金は、昨年10月1日付けで1円アップの927円となりました。コロナ禍の苦しい経営環境ではありますが、労働者の生活の最低基準であり、経済停滞の歯止め効果も期待されますので、すべての企業においてこれが遵守されるよう

あらゆる機会を用いて周知を図つてまいります。このように多岐にわたる労働基準行政の課題に真摯に取り組み、コロナ禍の未曾有の危機を、皆様方とともに乗り切つてまいりますので、貴協会並びに会員事業場の皆様の一層のご理解・ご支援をお願いしますとともに、本年が皆様にとつてより良い年になるよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

働き方改革、労働災害防止をはじめ様々 な課題に対して、施策展開を行います

名古屋北労働基準監督署長

柳澤隆文



けた動きも出てきています。まだ感染の状況には不透明感がありますが、今後の経済情勢等のさらなる持ち直しが期待されます。

さて、働き方改革関連

法により労働基準法が改正され、昨年4月から中小企業においても、時間外労働の上限規制が適用されております。働き

令和3年の新春を迎えて、謹んでお慶びを申し上げます。

貴協会並びに会員事業

場の皆様には、旧年中、名古屋北労働基準監督署の行政運営につきまして、

格別のご理解とご協力を

賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、コロナウイルス感染症の拡大により社

会経済に大きな影響がありましたが、感染防止を行なながら経済活動が徐々に回復し、改善に向

方改革を推進し、労働環境整備に資するよう、本年も引き続き当署の「労働時間・相談支援コーナー」において、業種や規模に応じた支援制度の紹介や労働時間短縮の改善策などについて、わかりやすく情報提供してまいりたいと考えております。併せて、テレワークをはじめ就労形態が多様化する中で、様々な労働問題に関する相談に対しても、「総合労働相談コーナー」等において、適切かつ迅速な対応に努めてまいります。

労働基準行政の重要課題のひとつとなる労働災害防止に関して、平成30年度から5か年を期間とする第13次労働災害防止推進計画に取り組んでおります。しかしながら、労働災害発生件数は平成30年、令和元年と連續して増加しており、昨年も11月末時点で前年同期比土0件と減少には至つておらず、非常に厳しい状況が続いています。当署

においては、災害が増加傾向にある業種等を重点的に、13次防の目標達成に向けて災害防止に係る施策をより一層推進してまいります。

災害を防止するために、職場にある危険について、正しく把握し、分析、評価して、適切な対策を講じることが不可欠です。各事業場においても、作業を知り、作業に伴う危険と向き合い、安全管理を進め、積極的に災害防止対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、本年も、法定労働条件の確保改善のための対策、メンタルヘルス

対策、労働保険制度の適切な運営など多くの課題

に、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

最後になりますが、本

年も皆様の期待に応えら

れるように、そしてすべ

ての職場が安全・安心・

健康に働くことができる

職場となりますように、

施策展開を図り、行政を

推進してまいりますので、

引き続き、格別のご理解、

ご協力を賜りますようお

願い申し上げます。併せ

て、貴協会並びに会員事

業場の皆様の益々のご多

幸とご繁栄を心より祈念

申し上げ、年頭のご挨拶

とさせていただきます。

西村会長年頭のごあいさつ

新春のごあいさつ……………表紙

伊藤愛知労働局長2

岡田労働基準部長3

柳澤名古屋北監督署長4

尾野吉則11

庄司俊哉24

増田稔久25

伊藤妙子26

大西真由美27

植田美津恵29

神村佳高39

柳澤名古屋北監督署長4

尾野吉則11

庄司俊哉24

増田稔久25

伊藤妙子26

大西真由美27

植田美津恵29